

# 社 会 福 祉 法 人 あ ゆ み 会 定 款

## 第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な社会福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 子育て短期支援事業の経営

(ロ) 生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人あゆみ会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第四条 この法人の事業所を埼玉県羽生市上岩瀬370番地に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営は理事会で行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行うには、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、選任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、人気の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、報酬は支給しない。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬などの支給の基準
- (4) 計算書類及び財産目録（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他の評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第十七条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は第十五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利事務を有する。

(役員報酬)

第十八条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上に義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の職務及び権限)

第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員報酬等)

第二十一条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な書類は、理事会に議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第二十二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第二十四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものとしては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の管理

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

3 理事長が欠けたとき又は事故ある時は、職務代理者が理事会を取集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第四十五条の十四第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

4 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第二十七条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建 物 別表1のとおり

(2) 土 地 別表2のとおり

3 他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と強調融資（独立行政法人福祉医療の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（特別会計）

第三十一条 この法人は特別会計を設けることができる。

（事業計画及び収支予算）

第三十二条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込み試算した書類については、毎会計年度開始前の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、事業所に当該事業年後が終了するまでの間備え置き、事業報告及び決算については、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三十三条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の認定を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。



3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬などの支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第三十六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 収益を目的とする事業

(種別)

第三十七条 この法人は社会福祉法第二十六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 大和田石井ホームの不動産賃貸業

2 前項の事業に関する運営については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 事業の運営、取扱いについては別に定める。

(収益の処分)

第三十八条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第八章 解散

(解散)

第三十九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四十条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四十一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可(社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十二条 この法人の公告は、社会福祉法人あゆみ会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第四十三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	丑久保 義 一
理 事	秋 山 松 造
〃	峰 岸 安 雄
〃	丸 木 長市郎

〃 橋 本 善 勝  
〃 中 澤 達 夫  
〃 丑久保 恒 行  
監 事 吉 田 幸 次  
〃 千代田 文 隆

附 則

この定款は令和4年4月1日から施行する。

別表1 建 物

(ア)	所 在	羽生市大字上岩瀬字下悪土367番地
		〃 367番地2
		〃 368番地1
		〃 369番地1
		〃 370番地1
		〃 371番地
		〃 372番地1
		〃 375番地2
		〃 376番地1
		〃 376番地2
		〃 378番地1
	種 類	児童養護施設
	構 造	鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根三階建
	床面積	一階 650.99 m <sup>2</sup>
		二階 473.10 m <sup>2</sup>
		三階 75.30 m <sup>2</sup>
(イ)	所 在	所 在 羽生市大字上岩瀬字下悪土367番地
		〃 367番地2
		〃 368番地1
		〃 369番地1
		〃 370番地1
		〃 371番地
		〃 372番地1
		〃 375番地2
		〃 376番地1
		〃 376番地2
		〃 378番地1
	種 類	倉 庫
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
	床面積	33.67 m <sup>2</sup>
(ウ)	所 在	所 在 羽生市大字上岩瀬字下悪土367番地

// 367番地2  
 // 368番地1  
 // 369番地1  
 // 370番地1  
 // 371番地  
 // 372番地1  
 // 375番地2  
 // 376番地1  
 // 376番地2  
 // 378番地1

種類 心理療法室  
 構造 木造スレート葺平屋建  
 床面積 64.59 m<sup>2</sup>

(エ) 所在 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土367番地  
 // 367番地2  
 // 368番地1  
 // 369番地1  
 // 370番地1  
 // 371番地  
 // 372番地1  
 // 375番地2  
 // 376番地1  
 // 376番地2  
 // 378番地1

種類 児童養護所  
 構造 木造スレート合金メッキ鋼板葺平屋建  
 床面積 170.86 m<sup>2</sup>

(オ) 所在 さいたま市見沼区大和田町二丁目134番地1  
 種類 居宅  
 構造 木造瓦葺平屋建  
 床面積 97.10 m<sup>2</sup>

(カ) 所在 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土367番地

〃	3 6 7 番地 2
〃	3 6 8 番地 1
〃	3 6 9 番地 1
〃	3 7 0 番地 1
〃	3 7 1 番地
〃	3 7 2 番地 1
〃	3 7 5 番地 2
〃	3 7 6 番地 1
〃	3 7 6 番地 2
〃	3 7 8 番地 1

種 類 児童養護施設  
 構 造 木造合板メッキ鋼板葺き屋建  
 床面積 3 0 9 . 7 0 m<sup>2</sup>

(キ) 所 在 所 在 羽生市大字上岩瀬字下悪土 3 6 7 番地

〃	3 6 7 番地 2
〃	3 6 8 番地 1
〃	3 6 9 番地 1
〃	3 7 0 番地 1
〃	3 7 1 番地
〃	3 7 2 番地 1
〃	3 7 5 番地 2
〃	3 7 6 番地 1
〃	3 7 6 番地 2
〃	3 7 8 番地 1

種 類 児童養護施設  
 構 造 木造合板メッキ鋼板葺き屋建  
 床面積 3 1 3 . 0 2 m<sup>2</sup>

別表 2 土 地

(ア)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土378番1 宅 地 811.00 m <sup>2</sup>
(イ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土371番 宅 地 353.71 m <sup>2</sup>
(ウ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土367番2 宅 地 237.37 m <sup>2</sup>
(エ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土375番2 宅 地 284.00 m <sup>2</sup>
(オ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土367番 宅 地 221.48 m <sup>2</sup>
(カ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土333番1 雑種地 220 m <sup>2</sup>
(キ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土335番1 雑種地 1,679 m <sup>2</sup>
(ク)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土335番3 雑種地 102 m <sup>2</sup>
(ケ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土367番3 宅地 79,79 m <sup>2</sup>
(コ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土327番1 雑種地 162 m <sup>2</sup>
(サ)	所 在 地 目 地 積	羽生市大字上岩瀬字下悪土327番6 雑種地 389 m <sup>2</sup>
(シ)	所 在 地 目	羽生市大字上岩瀬字下悪土331番1 雑種地

- 地積 162 m<sup>2</sup>  
 (ス) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土331番3  
 地目 雑種地  
 地積 252 m<sup>2</sup>  
 (セ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土332番1  
 地目 雑種地  
 地積 280 m<sup>2</sup>  
 (ソ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土332番3  
 地目 雑種地  
 地積 46 m<sup>2</sup>  
 (タ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土340番3  
 地目 雑種地  
 地積 134.00 m<sup>2</sup>  
 (チ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土340番11  
 地目 雑種地  
 地積 41 m<sup>2</sup>  
 (ツ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土341番5  
 地目 雑種地  
 地積 22 m<sup>2</sup>  
 (テ) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土342番5  
 地目 山林  
 地積 1.12 m<sup>2</sup>  
 (ト) 所在 羽生市大字上岩瀬字下悪土327番9  
 地目 宅地  
 地積 75.35 m<sup>2</sup>  
 (ナ) 所在 さいたま市見沼区大和田町二丁目134番1  
 地目 山林  
 地積 424 m<sup>2</sup>

平成23年5月26日

理事長 丑久保 義 一  
 理事 橋本 善 勝  
 理事 中澤 達 夫  
 理事 丑久保 恒 行  
 理事 丸木 清  
 理事 鈴木 厚  
 理事 上野 聖 明



監 事            岡 戸 富美子  
監 事            早 川 静 子

平成24年2月14日

理事長            丑久保 恒 行  
理 事            橋 本 善 勝  
理 事            中 澤 達 夫  
理 事            丑久保 恒 行  
理 事            丸 木     清  
理 事            鈴 木     厚  
理 事            上 野 聖 明  
理 事            丑久保 利 江  
監 事            岡 戸 富美子  
監 事            早 川 静 子

平成27年9月28日

理事長            丑久保 恒 行  
理 事            橋 本 善 勝  
理 事            中 澤 達 夫  
理 事            丑久保 利 江  
理 事            丸 木     清  
理 事            堀 口 計 一  
理 事            上 野 聖 明  
監 事            岡 戸 富美子  
監 事            渋生田 和 子

令和元年6月17日

理事長            丑久保 恒 行  
理 事            橋 本 善 勝  
理 事            中 澤 達 夫  
理 事            丸 木     清  
理 事            上 野 聖 明  
理 事            堀 口 計 一  
理 事            丑久保 利 江  
監 事            渋生田 和 子  
監 事            岡 戸 光 男

令和3年3月10日

理事長	丑久保	恒	行
理事	橋本	善	勝
理事	中澤	達	夫
理事	丸木		清
理事	堀口	計	一
理事	岡戸	光	男
理事	丑久保	利	江
監事	渋生田	和	子
監事	飯塚	正	美

令和4年3月17日

理事長	丑久保	恒	行
理事	中澤	達	夫
理事	岡戸	光	男
理事	丸木	美	則
理事	堀口	雄一	朗
理事	橋本	賢	司
理事	丑久保	利	江
監事	渋生田	和	子
監事	飯塚	正	美

#### 定款改正

平成19年	2月28日改正
平成21年	5月26日改正
平成22年	11月1日改正
平成23年	2月17日改正
平成23年	5月26日改正
平成25年	8月30日改正
平成26年	5月26日改正
平成26年	12月5日改正
平成28年	12月15日改正
令和1年	7月24日改正
令和3年	3月10日改正
令和4年	3月17日改正